

令和8年度都市計画税の用途について

都市計画税は、都市計画事業(街路事業、公園整備事業、下水道整備事業など)に要する費用に充てるための目的税として課税しています。

令和8年度においては、過去に都市計画事業を実施した際に借り入れた地方債の償還財源として活用します。

【歳入】 都市計画税 230,359 千円

【歳出】 都市計画事業費 571,942 千円

◎都市計画事業に要する経費

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国府支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
下水道事業会計地方債償還	571,942		100,000	82,802	230,359	158,781
合計	571,942	0	100,000	82,802	230,359	158,781